

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
ポーラス・コリメー ター作成委託業務	国立がん研究センター 東京都中央区築地5-1 -1	H23.4.1	東京都港区虎ノ門1-8-1 6財団法人医用原子力技術 研究振興財団	一般競争入札	—	7,560,000	—	公財	国所管	1	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品・役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
Ru6.A04ルテニウム106治 療用線源1個 他4点	国立がん研究センター 東京都中央区築地5-1 -1	H24.7.31	東京都文京区本馬込2-28-4 5 社団法人 日本アイソトープ	「独立行政法人国立がん研究センター会計規 程第39条第4項」 当該治療用線源について、取り扱いを行って いる唯一の販売機関であり競争の余地がな いため。	—	9,519,300	—	0	公社	国所管	1	
Ge-68PIN SOURCE 2個	国立がん研究センター 東京都中央区築地5-1 -1	H24.8.9	東京都文京区本馬込2-28-4 5 社団法人 日本アイソトープ	「独立行政法人国立がん研究センター会計規 程第39条第4項」 当該治療用線源について、取り扱いを行って いる唯一の販売機関であり競争の余地がな いため。	—	1,008,000	—	0	公社	国所管	1	
放射性医薬品売買契 約	国立がん研究センター 東京都中央区築地5-1 -1	H24.3.30	東京都文京区本駒込2-28-4 5社団法人 日本アイソトープ協 会	「独立行政法人国立がん研究センター会計規 程第39条第4項」 当該医薬品を運送できる唯一の機関であり競争 の余地がないため。	—	149,280,960	—	0	公社	国所管	1	
献血供給事業団血液 製剤	国立がん研究センター 東京都中央区築地5-1 -1	H24.4.1	東京都武蔵野市境南町1-26 -1公益財団法人 献血供給事 業団	「独立行政法人国立がん研究センター会計規 程第39条第4項」 当該製剤を運送できる唯一の機関であり競争 の余地がないため。	—	13,652,100	—	0	公財	国所管	1	
患者の組織適合性試 験費用	国立がん研究センター 東京都中央区築地5-1 -1	H24.3.30	東京都千代田区神田錦町3-1 9財団法人 骨髄移植推進財団	「独立行政法人国立がん研究センター会計規 程第39条第4項」 当該試験を実施できる唯一の機関であり競争 の余地がないため。	—	27,450,000	—	0	公財	国所管	1	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。